

秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監-134）の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(資格審査の項目)</p> <p>第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 客観的評価事項（経営事項審査の審査項目）</p> <p>（イ）～（ハ） 略</p> <p>(二) その他の審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況</li> <li>・_____</li> <li>・営業継続の状況</li> <li>・防災協定締結の有無</li> <li>・法令遵守の状況</li> <li>・経理に関する状況</li> <li>・研究開発の状況</li> <li>・建設機械の保有状況</li> <li>・国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況</li> <li>・_____</li> <li>・_____</li> <li>・_____</li> </ul> <p>(2) 発注者別評価事項</p> <p>2 略</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第4条 知事は、申請者に対し秋田県建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。</p> <p>2 申請書の提出先は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 県内建設業者については、主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局又は建設部建設政策課</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第16条 指名業者の選定等について審議するため、課（室）（教育庁及び警察本部を含む）に課（室）入札審査会を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 課（室）入札審査会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>委員 関係チームリーダー及び会長が指定した者</p>	<p>(資格審査の項目)</p> <p>第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 客観的評価事項（経営事項審査の審査項目）</p> <p>（イ）～（ハ） 略</p> <p>(二) その他の審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・_____</li> <li>・労働福祉の状況</li> <li>・営業継続の状況</li> <li>・防災協定締結の有無</li> <li>・法令遵守の状況</li> <li>・経理に関する状況</li> <li>・研究開発の状況</li> <li>・建設機械の保有状況</li> <li>・国際規格ISOによる登録の状況</li> <li>・若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況</li> <li>・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況</li> </ul> <p>(2) 発注者別評価事項</p> <p>2 略</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第4条 知事は、申請者に対し秋田県建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。</p> <p>2 申請書の提出先は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 県内建設業者については、主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局_____</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第16条 指名業者の選定等について審議するため、課（室）（教育庁及び警察本部を含む）に課（室）入札審査会を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 課（室）入札審査会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>委員 関係班長 及び会長が指定した者</p>

(地方入札審査会)	(地方入札審査会)
第 17 条 指名業者の選定等について審議するため、地方公所に地方入札審査会を置くことができる。	第 17 条 指名業者の選定等について審議するため、地方公所に地方入札審査会を置くことができる。
2 略	2 略
3 地方入札審査会の構成は、次のとおりとする。	3 地方入札審査会の構成は、次のとおりとする。
会長 各地方公所の長（地域振興局長を除く。） 又は地域振興局の各部長	会長 各地方公所の長（地域振興局長を除く。） 又は地域振興局の各部長
委員 各地方公所の関係課長等及び <u>チームリーダー</u> <u>並びに会長が指定した者</u>	委員 各地方公所の関係課長等及び班長 <u>並びに会長が指定した者</u>
第 20 条 部（局）入札審査会、課（室）入札審査会及び地方入札審査会は、必要に応じその長 又は <u>地域振興局</u> の各部長が招集する。	第 20 条 部（局）入札審査会、課（室）入札審査会及び地方入札審査会は、必要に応じその長 又は <u>地方振興局</u> の各部長が招集する。
2～3 略	2～3 略

## 附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の秋田県建設工事入札制度実施要綱の規定は、令和 7 年 5 月 1 日から適用する入札参加資格の審査について適用する。

入札参加資格審査に関する運用基準（平成6年3月30日監－1781）の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第3条関係</p> <p>(1) 客観的評価事項について 略</p> <p>(2) 発注者別評価事項について (イ)～(チ) 略</p> <p>(リ) 社会的要請への対応の状況とは、賃金水準の引き上げの状況、障害者の雇用状況、保護観察対象者等の雇用状況並びに健康経営優良法人認定、<u>秋田県SDGsパートナー登録</u>の状況及び<u>Biz ID</u>プライムのアカウントの取得状況をいい、賃金水準の引き上げの状況とは一人当たり給与等支払額の対前年の増加率又は対全国平均の賃金水準の状況をいい、障害者の雇用状況とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の人数の状況をいい、保護観察対象者等の雇用状況とは更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の人数の状況をいう。</p> <p>(ヌ)～(ヲ) 略</p>	<p>第3条関係</p> <p>(1) 客観的評価事項について 略</p> <p>(2) 発注者別評価事項について (イ)～(チ) 略</p> <p>(リ) 社会的要請への対応の状況とは、賃金水準の引き上げの状況、障害者の雇用状況、保護観察対象者等の雇用状況並びに健康経営優良法人認定<u>及</u><u>び秋田県SDGsパートナー登録</u>の状況_____をいい、賃金水準の引き上げの状況とは一人当たり給与等支払額の対前年の増加率又は対全国平均の賃金水準の状況をいい、障害者の雇用状況とは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の人数の状況をいい、保護観察対象者等の雇用状況とは更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の人数の状況をいう。</p> <p>(ヌ)～(ヲ) 略</p>

附 則

- 1 この通知は、令和6年3月25日から施行する。
- 2 この通知による改正後の入札参加資格審査に関する運用基準の規定は、令和7年5月1日から適用する入札参加資格の審査について適用する。